

平成 25 年 3 月 8 日

J Aバンク

J Aバンクにおける中小企業金融円滑化法の期限到来後の対応について

J Aバンクは、平成 25 年 3 月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、お客さまからのご相談やお申込みには、引き続き真摯かつ丁寧に対応してまいります。

J Aバンクは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、お客さまからのお借入れ条件の変更等のご相談やお申込みに柔軟に対応するよう、また、お客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善への取組みをご支援できるよう努めてまいりました。

「中小企業金融円滑化法」は平成 25 年 3 月末に期限を迎えますが、引き続きこれまでと同様に真摯かつ丁寧に対応してまいります。

以上

本件にかかるお問い合わせ
農林中央金庫 J Aバンク統括部
電話 03-6378-7368